

一般社団法人日本骨代謝学会 定款

平成 28 年 5 月 2 日制定

令和元年 7 月 28 日改定

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本骨代謝学会と称し、英文では「**Japanese Society for Bone and Mineral Research**」と表記する。

(目 的)

第 2 条 当法人は、骨およびその他の硬組織・運動器・ミネラル代謝等に関する諸問題の研究を行い、その進歩発展を図ることで、広く社会の福利厚生に貢献することを目的とする。

2. 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 機関誌、図書その他の刊行
- (3) 国内外関連学会との連絡及び連携
- (4) 研究の奨励及び助成並びに研究業績の表彰
- (5) 骨代謝学の医療への啓発活動及び社会に対する普及
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機 関)

第 5 条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第 2 章 会員及び社員

(会 員)

第 6 条 当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員。正会員は、当法人の目的に賛同する者で、評議員の推薦を受けた者とする。
 - (2) 単年度会員。単年度会員は、共同演者及び機関誌等の発表者で、学会発表（機関誌発表）年度のみのものであるとする。
 - (3) 名誉会員。名誉会員は、別に定める規程により承認された者で、年会費は免除される。
 - (4) 賛助会員。賛助会員は、当法人の目的に賛同してこれを援助する者で、理事会の承認を受けた個人又は団体とする。
2. 正会員および名誉会員は、研究業績を当法人の主催する学術集会及び機関誌等に発表することができ、更に機関誌の配布を受ける。
3. 賛助会員の特典については、別途内規で規定する。

(社員)

第7条 当法人に評議員を置く。

2. 評議員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
3. 評議員は、一般法人法に規定する社員総会を組織し、当法人の重要事項を審議、議決する。
4. 評議員は正会員の中から選任する。評議員の員数、資格要件、任期、選任等につき必要な事項については、社員総会の特別決議によって別に定める規程（以下「諸規程」という。）において定める。

(入会)

第8条 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による入会申込書を理事長（学会事務局受付け）に提出しなければならない。

(経費の支払い義務)

第9条 会員は、諸規程に従い会費を支払う義務を負うものとする。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

2. 会費については、諸規程において定める。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び連絡先を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所等を記載した「社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。これをもって一般法人法に規定する社員名簿とする。

(退会)

第12条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 会員本人の退会の申し出。ただし、会費に未納があるときは、これを全納しなければならない。
- (2) 個人会員の死亡又は団体の解散
- (3) 一般法人法上の総社員の同意
- (4) 除名

(除名)

第13条 会員が次の各号に該当するときは、社員総会の特別決議によって、理事長がこれを除名することができる。

- (1) 当法人の会員としての義務に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は、その目的に違反する行為のあったとき
- (3) 会費を3年以上滞納したとき

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、評議員をもって構成する。

(招集)

第15条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故又は支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれを招集する。
3. 総社員の5分の1以上の議決権を有する社員より、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会招集の請求があった場合には、理事長は社員総会を招集しなければならない。
4. 社員総会を招集するには、会日の1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故又は支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは議長がこれを決する。

(社員総会決議の省略)

第18条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第19条 各社員は各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第20条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面又は電磁的記録を提出しなければならない。

(総会の決議事項)

第21条 次の事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款及び諸規程の変更
- (5) 当法人の解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(総会の特別決議)

第22条 第17条の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款及び諸規程の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(社員総会議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事長が署名又は記名押印して、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員等

(理事及び監事の員数)

第24条 当法人の理事及び監事の員数は次のとおりとする。

- (1) 理事 6名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

(理事及び監事の資格)

第25条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事及び監事の選任の方法)

第26条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行なう。

- 2. 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事及び監事の職務権限等)

第27条 当法人に理事長1名、副理事長1名をおき、それぞれ理事会において理事の中から選定する。

- 2. 理事長は、一般法人法上の代表理事とする。
- 3. 理事長は、当法人を代表し会務を総括する。
- 4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。
- 5. 理事長、副理事長以外の理事は、一般法人法に規定する業務執行理事とし、当法人の業務を分担執行する。
- 6. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 7. 理事長、副理事長、業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事及び監事の任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3. 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、理事及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(会長等)

第31条 当法人に会長1名、次期会長1名、次々期会長1名を置く。

2. 会長及び次期会長、次々期会長は理事会の推薦により、社員総会において選任する。
3. 会長は、学術集会を組織運営する。
4. 会長及び次期会長の任期は、前年度学術集会の終了後から当該年度学術集会終了までとする。
5. 会長及び次期会長は、その任期中は理事会に出席して意見を述べるができる。

(役員兼任の禁止)

第32条 理事と監事は、相互に兼ねることができない。

(事務局及び職員)

第33条 当法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置くことができる。

2. 職員は、理事会の議を経て、理事長が任免する。
3. 職員は、有給とする。

第5章 理事会

(招集)

第34条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2. 理事長に事故又は支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれを招集する。

(招集手続きの省略)

第35条 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故又は支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれに代わる。

(理事会の決議)

第37条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第39条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長（理事長

に事故又は支障があるときは出席理事) 及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(収 支)

第41条 当法人の資産は、会費及びその他の収入をもって構成する。

2. 当法人の経費は、資産をもってこれに充てる。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第42条 理事長は、毎事業年度、一般法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2. 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3. 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む)を、定時社員総会日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 解散及び清算

(解散の事由)

第44条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属させる。

(1) 公益社団法人又は公益財団法人

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人